

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和7年度第1回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和7年9月24日(水曜日) 午後1時30分～午後2時20分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 芝 園子 島崎 明彦 鵜籠 雅之 吉野 喜八 星野 宏充
5 欠席者名	依田 英男 佐藤 理恵
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 なし 【報告】 (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について(令和7年1月～令和7年8月分) (2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について(令和7年1月～令和7年8月分) (3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について (4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行いました。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 錄

会議名：令和7年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開催日：令和7年9月24日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時20分まで

開催場所：ときわ会館5階小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 芝 園子

島崎 明彦 依田 英男（欠席）

鶴籠 雅之 吉野 喜八

佐藤 理恵（欠席） 星野 宏充

【議案】

なし

【報告】

- (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和7年1月～令和7年8月分)
- (2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和7年1月～令和7年8月分)
- (3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について
- (4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について

事務局：総務局総務部行政透明推進課長

小宮 広子

総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係長

田中 秀和

総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係主査

中元 貴之

総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係主事

奈須野 英人

発言者	発言内容

1 開 会	
事務局	<p>本日は、御多用のところ、委員の皆様につきましては御出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の定足数ですが、定員8名のところ6名出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人はいらっしゃいません。</p> <p>では、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、本日の次第でございます。次に、すでに委員の皆様に送付させていただいております報告資料（3）行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について、報告資料（4）個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告事案一覧がございます。</p> <p>なお、報告資料（1）のさいたま市個人情報保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和7年1月～令和7年8月分）及び報告資料（2）のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和7年1月～令和7年8月分）、そして報告資料（4）個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告についてに係る一部の資料につきましては、お手元のタブレット端末のほうに資料を用意してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。</p> <p>では、配付しております資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますのでお申出ください。大丈夫でしょうか。</p> <p>（資料確認）</p>
事務局	<p>それでは、データ資料の確認方法について、担当から御説明させていただきます。</p> <p>お手元のタブレット端末を御覧ください。ただいま本日の審議事項の資料一覧が表示されております。一度、一番上の「報告資料（1）－1」という資料をタッチしてください。そうしますと対象の資料が表示されます。資料が表示された現在の状態で、画面を指で上にスライドしていただきますと、ページをめくることができます。</p> <p>続きまして、別の資料を確認する方法を御説明いたします。現在表示されている画面の右上にございます「完了」をタッチしていただきますと、最初に御覧いただいた資料一覧の画面に戻ります。この状態で改めて確認したい資料を選んでタッチしていただ</p>

きますと、該当資料が表示されます。進行に応じてこのように資料をお選びください。

本日の審議会報告資料（1）及び（2）、そして（4）の一部資料につきましては、タブレット端末上のデータ資料のみでの取扱いとなりますので、当該議題中は端末にて資料を御確認ください。その他の資料につきましては、お手元の紙資料を御覧ください。

以上がデータ資料の確認方法についての御説明となります。

今の時点では何か御不明な点等ございますでしょうか。

審議中にお困りのことがあれば、手を挙げていただければ対応させていただきますので、遠慮なくお申しつけください。

では、以上でデータ資料の確認方法についての説明を終わります。

事務局 それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、議案なし、報告事項4件となります

これから議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長となることと規定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

報告事項

（1）さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和7年1月～令和7年8月分)

議長 ご説明ありがとうございます。それでは、報告事項1についての御説明を事務局からお願ひいたします。

事務局 この報告は、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定に基づく市長から本審議会宛ての報告でございます。

報告資料（1）—1を御覧ください。1ページ目は、令和7年3月4日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和7年1月1日から2月28日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が5件、廃止が1件でございます。なお、各届出書は4ページから9ページまでに掲載されております。

報告資料（1）—2を御覧ください。1ページ目は、令和7年5月21日付の市長から本市議会宛ての報告になります。こちらは令和7年3月1日から4月30日までに届出がありました個人情報取扱事務廃止届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が41件、変更が104件、廃止が22件でございます。なお、各届出書は8ページから159ページまでに掲載されております。

報告資料（1）—3を御覧ください。1ページ目は、令和7年7月8日付の市長から本市議会宛ての報告になります。こちらは令和7年5月1日から6月30日までに届

出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が6件、変更が5件でございます。なお、各届出書は4ページから14ページまでに掲載されております。

報告資料(1)ー4を御覧ください。1ページ目は、令和7年9月8日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和7年7月1日から8月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が3件、変更が9件でございます。なお、各届出書は4ページから15ページまでに掲載されております。

報告は以上となります。

議長 第1号の報告でございますけれども、何か御質問等はございますでしょうか。

3月、5月がいわゆる厚くなるというのは、年度が変わるということとか、組織が変わることなのでしょうか。

事務局 そうです。おっしゃるとおり、組織改正で担当課名が変わりますと、それだけでも変更届出書が必要になりますので、そうすると分厚くなっているような形になります。

議長 そういうことで、各月によってというか、量が違うということでございます。何か御意見等ございますでしょうか、御質問等あれば御遠慮なくどうぞお願ひいたします。
よろしゅうございましょうか。

[「はい」と言う者あり]

議長 それでは、報告を了承したことといたします。

(2) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について

(令和7年1月～令和7年8月分)

議長 次に、報告事項2で、これはさいたま市議会の方でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 この報告は、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例第4条の規定に基づく市議会議長から本審議会宛ての報告でございます。

報告資料(2)ー1を御覧ください。1ページ目は、令和7年5月1日付の市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和7年3月7日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書となりまして、件数は1件でございます。なお、届出書は2ページに掲載されております。

報告資料(2)ー2を御覧ください。1ページ目は、令和7年8月19日付の市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和7年6月11日に届出がありました個人情報取扱事務廃止届出書となりまして、件数は2件でございます。なお、届出書は3ページから4ページに掲載されております。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

市議会関係について何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうござりますか。

[「はい」と言う者あり]

議長 では、報告を了承したこととさせていただきます。

(3) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について

議長 続きまして、行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る報告について、よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、行政機関等匿名加工情報の提案募集について、報告させていただきます。
個人情報保護法の改正により、令和5年4月1日から行政機関等匿名加工情報制度が新たに創設されました。年に1度、行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行い、その結果について報告するものです。

それでは、資料1ページの行政機関等匿名加工情報制度の概要を御覧ください。

まずは、制度概要を説明する前に本制度に係る用語である個人情報ファイル簿について説明させていただきます。

我々地方公共団体は、法令等に基づき介護保険や税の申告に係る事務を行っており、その事務手続の過程において、市民等などの氏名、住所、電話番号等の個人情報を取り扱うことになります。こうした情報をデータ化もしくは氏名や生年月日などにより、個人情報を容易に検索できるように体系化したものを個人情報ファイルといい、今般の個人情報保護法の改正により、対象者が1,000人以上の個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿という帳票を作成し、公表することが義務づけられました。つまり、個人情報ファイル簿を見ると、さいたま市ではどのような個人情報ファイルを持っているかが分かるようになりました。

本市では、現在、ホームページにおいて290件の個人情報ファイル簿を公表しております。民間企業等が公表されている個人情報ファイル簿を確認し、事業に活用したい場合、個人情報を匿名加工した上で、個人情報ファイルを民間企業等に提供することができます。これを行政機関等匿名加工情報制度といいます。

次に、資料2ページの行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集結果（令和6年度）を御覧ください。令和7年1月22日に開催した審議会でも途中経過について報告させていただきましたが、最終結果を改めて報告させていただきます。

令和6年7月1日から7月31日までの期間において、令和6年度行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行いました。民間企業1社から提案がありまして、要介護認定管理情報、介護保険被保険者給付管理情報の2件の個人情報ファイル簿が提案対象

となりました。資料3ページから資料6ページを見ていただきますと、提案対象となつた2件の個人情報ファイル簿がございますので、御確認ください。令和7年3月に完了検査が終了し、提案事業者へ行政機関等匿名加工情報を提供いたしました。

次に、資料7ページの行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集結果（令和7年度）を御覧ください。一番最後のページになります。令和7年7月1日から7月31日までの期間において、令和7年度行政機関等匿名加工情報に係る提案募集を行いました。令和7年度の提案件数は0件でした。来年度以降も年に1回提案募集を行う予定のため、結果を審議会で報告したいと考えております。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 何か御質問等ございますか。

提案募集をしますというのは、どういう形で伝えるのですか。

事務局 ホームページの事業者向けの情報というページがあるのですけれども、そこに1か月ほど前から提案募集しますと掲載しております。

議長 興味あるところは、注意して見ていれば分かるということですか。

事務局 そうですね。問合せは毎年あるので、事業所も認知はしていると思います。

吉野委員 提案募集期間というのはこの1か月間だけなのですか。

事務局 そうですね。

吉野委員 もう少しほかの期間でも必要な時期というのがあるような気がするのですが。

事務局 審査ですか匿名加工の条件の打合せですか完了検査ですか、いろいろ工程がございまして、年度内に終わらせることを考え、その時期に設定させていただいております。

星野委員 このファイル簿というのは、例えば福祉分野だとかまちづくり分野だとか、産業経済分野だとか、そういうような分野ごとに見られるようになっているのですか。

事務局 おっしゃるとおりで、全件まとめたファイルも掲載しているのですが、局ごとにも掲載しておりますので、福祉局という局を見ると、今の介護保険ですか障害関係ですか、それがまとまっているようになっています。

星野委員 そこの介護認定管理情報というこの名前そのものでファイルというものは存在するというイメージでよろしいですか。

事務局 はい。

芝委員 情報を加工するというのは、具体的にはどのようにしているのですか。何が消えるのですか。

事務局 そうですね。例えば氏名や介護保険の番号等を違う記号に置き換えたりして、個人を特定できないようにした状態で、できるだけ情報を出したままお渡しするとか、そういう

った加工になります。

星野委員 総数だとか年齢構成だとかというようなものは分かるようになるのですか。

事務局 そうですね。個人情報ファイルの対象者数もホームページに掲載されています。

星野委員 事業者が例えば何かアイデアを出そうと思ったときに、提案して必要な情報を入手しなければいけないわけなのでしょうけれども、暗号化するときにどこまで消し込むと提案者の要望にお応えできるかというのは、やっぱり検討しなければいけないでしょうね。個人情報の保護と併せて。

事務局 おっしゃるとおりで、その事業者の要望にどこまでだったら応えられるかというのを打ち合わせしたり審査したりしながらやっていくので、ちょっと時間がかかるような形になっています。

星野委員 提案を受けてすぐ回答ではなくて、いろいろとやり取りをしながらですね。

事務局 そうですね。

議長 そのほか、さっきの吉野委員のお話でいくと、5月から募集すればいいのではないかということになってしまふのだけれども。締め切りは7月31日でも、そこはなかなかやっぱり難しいところがあるのでしょうか。

事務局 個人情報ファイル簿の内容を毎年度更新する必要があるため、年度が明けましたら全庁の各課に照会をして、個人情報ファイル簿の見直しを行うのです。そうすると、全庁の作業の期間と、取りまとめ期間とを考えると、7月頃が適切かというところで、そういうふうにさせていただいております。

議長 そのほか、よろしいでしょうか。

では、この件、了承ということでおよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

(4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について

議長 それでは、漏えい報告でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 個人情報保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について御報告したいと思います。

まず初めに、タブレットのほうに入っています報告資料(4)個人情報保護法第68条に基づく漏えい等の報告についてという資料を御覧ください。

個人情報保護法の改正に伴いまして、令和5年4月1日から、一定の要件を満たす保有個人情報の漏えいがあった場合に、個人情報保護委員会への報告が必要となりました。一定の要件というのは、こちらに書かれてあります、4つあります、まず1つ目、要配慮個人情報、こちらは要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態というものです。これは、病歴ですとか障害等に

関する要配慮個人情報の漏えいが対象となります。

2つ目の財産的被害は、不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、また発生したおそれがある事態というものです。これは、クレジットカードの番号等の漏えいが対象となります。

3つ目は、不正の目的というのは、不正の目的を持って行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、また発生したおそれがある事態を言います。これは、不正アクセス等による漏えいが対象となります。

次に、4つ目は、保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えいが発生し、または発生したおそれがある事態をいうものです。

次に、手持ち資料のほうで事前にお送りしました資料で、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会、令和7年度第1回報告資料（4）、こちらの横長の表になっているものを御覧ください。

こちらは、令和7年1月から令和7年8月末までに、個人情報保護法第68条に基づく漏えい等の個人情報保護委員会への報告事案の一覧でございます。今回は8件ございましたので、報告させていただきます。

本日、委員の皆様から御意見をいただき、再発防止に生かしていきたいと考えております。

では1番、令和7年1月22日覚知の「患者記録を記した手帳の紛失」についてです。本件は、病歴等の、実習先で担当患者に係る情報を記載した手帳について、学内の実習記録の整理を行う際、手帳と記録紙をセットで閉じて保持する必要があったものを別々に保持した状態であったため、分離して紛失したという報告になっております。こちらは、要配慮個人情報に該当する情報となっております。そのため報告の対象となりました。

2番目、令和7年2月5日覚知「学級編成名簿等がT e a m s 上で閲覧できる状態になっていた」件についてです。こちらのほうも要配慮個人情報を含む100人以上の個人情報の漏えいで、市内の小学校において教職員及び児童生徒が使用するグループウェア内に保存した個人情報を含むファイル、個人写真ですとか、調査回答、名簿が設定誤りにより、市内の市立学校の教職員及び児童生徒が閲覧できる状態になってしまっていたため、報告の対象となりました。

3番、令和7年2月6日覚知の「講師の私物パソコンが不正アクセスを受け、個人情報が滅失した」件についてです。この件は、不正の目的による漏えいで、講師が私物パソコンを操作していたところ、トロイの木馬に感染したとの警告音が鳴り、マイクロソフトのサポートをするものと名乗る相手とやり取りをした中で、指導記録等の個人情

報を含むデータが消失したため、報告の対象となりました。

4番、令和7年2月19日覚知「一時保管していた個人情報を含む文書が廃棄物として回収され滅失した」件についてです。本件は、要配慮個人情報を含む100人以上の個人情報の滅失で、職員が執務室内で年度切替えの文書引継ぎの作業のため、一時的に保管していた個人情報を含む文書が廃棄物として回収されて、滅失したため、報告の対象となりました。

5番、令和7年4月14日覚知「印刷事業者のシステムが不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた」件についてです。この件は、不正の目的による100人以上の個人情報の漏えいで、さいたま市立小中学校の一部の学校が依頼した制作会社を通じて卒業アルバム制作を受注していた印刷事業者の工場システムがランサムウェアの攻撃を受け、令和5年度の卒業アルバムに掲載されていた個人情報が漏えいした可能性が生じたため、報告の対象となりました。

6番、令和7年4月25日覚知「他生徒アンケート回答が閲覧可能になっていた」件についてです。こちらは、100人以上の個人情報の漏えいで、市内中等教育学校において、心と生活のアンケートのオンラインでの実施に当たり、設定誤りにより、全生徒のアンケートが閲覧可能になっていたため、報告の対象となりました。

7番、令和7年5月22日覚知「校内テストの点数及び学年順位が閲覧可能になっていた」件についてです。この件は、100名以上の個人情報の漏えいで、市内中等教育学校において、2024年1月に実施した校内テスト、理科と社会の生徒の点数及び学年順位がグループウェア内で閲覧できる状態にあり、個人情報の漏えいのおそれが生じたため、報告の対象となりました。

最後に、8番、令和7年6月25日覚知「自立支援医療（更生医療）に係る通知を誤封入」した件についてです。本件は、要配慮個人情報の漏えいで、自立支援医療（更生医療）に係る通知について、市民Aの決定通知に市民Bの自己負担上限額管理票（氏名、受給者番号、月額自己負担上限額を掲載しているもの）を同封してしまったため、対象となりました。

以上で説明は終了になります。御意見お願いいたします。

議長 ありがとうございました。

まず、何か、もう少し詳しい内容をという点等ございましたら。どうぞ。

鵜籠委員 2番で、Team s上で閲覧できる状態になっていたという案件なのですけれども、これ保存先の間違えだと思うのですけれども、ただこの対応策とか、それとあと類似したのもあるのですけれども、この内容で、例えば保護者とか生徒なんかの説明会とかそういうのを行えたということということのは分かるのですか。

事務局 そちらに関しては、校長先生は、この事故経緯と今後の対応について、全教職員に説明し、個人情報を厳重に管理するよう改めて指導を行い、また臨時保護者会も開催し、保護者への説明と謝罪を行いました。また、保護者会に出席できなかった家庭には、電話にて事情の説明と謝罪を行ったということです。

今後の対応策として、教育委員会は、個人情報の取扱い及び管理について、全ての市立学校長に通知し、事故防止について徹底させる、また、電子データの管理方法を徹底させ、再発防止を実行させるという報告を受けております。

議長 よろしいですか。そのほか。

星野委員 会長、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

星野委員 3番の講師が私物パソコンに不正アクセスを受けたと記載されているのですが、仕事をするときに私物のパソコンの持ち込みだとか、個人情報を私物のパソコンを使って仕事していいということにはなっているのですか。普通は、私物パソコンは業務では一切使ってはいけないということになっているはずなのですが、その辺のところはどうなのですか。

議長 講師というけれども、どういう講師なの、場面での講師なのかということ、職員さんの場合は先生がおっしゃるように持ち込めないですよね。

事務局 職員ではないので、一時的にある授業とかを依頼した方だと思われます。

芝委員 指導記録ということは学校なのですかね。

事務局 そうですね、はい。

芝委員 どこでこれが起きたかというのがはっきり分からない、1番目もそうです。実習先って何の実習先だろうというのは、これは明らかにしなくてもいいものなのかなって思う。

議長 どこまで報告するというか、国のはうへ報告出すかどうかは別として、具体的にどういう内容だったかとか、対策をどうやって取ったかとか、少なくともこちらの課というか、では把握しておかないといけないような気もするのだけれども、今後の問題もあるから。

星野委員 私物パソコンですと、大きい字で警告が出て、ブザーが鳴ってしまうのです。連絡先の電話番号が表示されて、うつかり電話しますと、マイクロソフトの社員ですと言うのです。感染しているから、今から感染したものを断ち切るから、そちらにアクセスするような手続を取れと、パソコンに入られてしまうのです。向こうからパソコンの中に入られて操作されてしまって、個人情報なんかが入っていると抜き取られてしまうのです。本当は、マイクロソフトの社員ではないのですよ。こういうのは犯罪性が物すごく

高いものです。

議長 一時的な講師にこれだけの情報を持たせるのかというところも不思議なのです。

星野委員 おそらく忙しくて、家に持ち帰って仕事をしてしまったりとか、よく事故が起こる感じなのですよね。

議長 だけれども、漏れた内容でいうと、相当、教育上秘密性の高いものが多いので。

吉野委員 ここにあるのはほとんど学校関係ですよね。その前の案件も要配慮個人情報であつたり、指導関係のものって、学校で扱う情報というのはかなり多いということなのでしょうか。

芝委員 私は詳しくないのですけれども、Teamsとかで職員が見るところと、学校、児童に配布するものが混在してしまう状態というのが存在するということなのですか。

星野委員 Teamsで管理やりますと、会議は顔なんか映って見られるのですけれども、ファイルした資料を画面に映せるですよ。その画面に映した資料に基づいてウェブ会議ができるようになっているものですから、そのファイルもウェブの中で盛り込めるので、それをTeamsで限られた人間だけではないところで、Teams全体にアクセスできるようにセッティングしてしまうと、そのファイルも見られるようになってしまふのですね。

芝委員 そもそも簡単にそういうふうになってしまう仕組みというのが、本当はよくないような感じがしますよね。

星野委員 Teamsは全部アクセス権限を与えて、入り口に入れる人間はあらかじめ全部登録して、その人しか見られないようにしなければいけないのですけれども、一斉でやつてしまつたのではないかと思うのですよね。

芝委員 チームが別だと情報は見られないと思っていたものですから。

星野委員 登録している人が一斉で入れるようになつてしまふと、そのウェブの中の資料を見られてしまうのですよね。

芝委員 そもそもそういうものを使っていることに問題があるのかもしれない。

星野委員 便利は便利なのですけれども、遠い人とのやり取りなんか、在宅の人との会議なんかをやるときなんかは便利なのですけれども。

芝委員 Teams使っていなければあり得ない事柄だと思う。

星野委員 こういった対面の会議で紙も限られていると、漏えいというのではないのですけれども、結構落とし穴になつてしまふのですね。

芝委員 特に、子どもの情報とか含まれるので、そういう可能性があるというだけでも良いな気がしますよね。

事務局 教育委員会からの漏えいが多くなつているので、Teamsの設定方法などの見直

しもしているようです。教職員に対して一応毎年研修をやるということの報告も受けております。

芝委員 心のアンケートまで漏れたら大変ですよね。

議長 いわゆるその教職員がやっている仕事が多過ぎるということはないのですか。大分事務的な負担が多いようで、それがやっぱり混乱を招いたり、事故を招いたりするということがあるのではないでしょうか。

星野委員 結構簡単に手っ取り早くやってしまうものですから、呼ぶ人なんかもちゃんと精査しないで入れてしまったりするのですよね。

議長 だから、それで件数とかも大事だろうけれども、間違えないようにする環境というのも必要だよね。

星野委員 職場職場で二重、三重で会議やるのはチェックしないと、担当者任せになってしまふと危険ですよね。

事務局 国のほうからも連絡があったのですが、やっぱり全国的に学校での漏えいが多いようで、学校への漏えい事案と注意するポイントを、個人情報保護委員会でもホームページにアップしているようで、最近そういう周知もあったので、今後、国全体としても一層注意喚起していくような流れにはなっていると思います。

星野委員 なかなか元締めの教育委員会から直接言いにくいところがあるから大変ですね。

芝委員 T e a m s に当たるもののがもう一種類ぐらいあって、別々にやるということがいいと思うのですけれども、一緒になっているのが危険な感じがします。

事務局 先ほどの私物パソコンの件なのですけれども、一応、個人情報を含むデータの持ち出しが禁止ということで、学校でもなっているようとして、あとは学校へのU S Bメモリの持ち込みも禁止ということになっておりまして、本来でしたら校長にどうしても持ち込み、持ち出しをする場合は報告をしてということになっていたのですが、実際これがやられていなかったような状況で、今後は事故の経緯と今後の対応策について、全教職員に説明して、個人情報を厳重に管理するよう改めて指導していきますという報告を受けております。

あと、教育委員会は個人情報の取扱いの管理、学校における情報機器の取扱い及び管理について、全ての市立学校の校長先生に通知し、事故防止について徹底していくということと、あとは情報機器や個人情報、グループウェア等の取扱いに係るマニュアルを改定し、管理を徹底させることと、あとは全教員向けの研修を実施、一人一人の職員、情報等の取扱いについて具体的な理解をさせるとともに、事故防止に関する危機意識を高めるということの報告を受けております。

星野委員 昔は、職場の情報を個人でいろいろパソコンにメールで送って、日曜日、家で仕事す

るというのは許されていたのですけれども、今は職場の情報を個人のパソコンでメールで受けるのも禁止されていますし、職場のパソコンからＵＳＢに移すのも一切禁止されているのですよね。出勤して仕事しろということなのですけれども、それを便利なのでつい、いまだに結構多くやっている事例があって、そういうのを徹底していくないと、こういう漏えい事故って結構これからは頻発するおそれが多く出てくる。

芝委員 ちなみに、これ公開してはいけないことが公開されたときは、即座にそれって気づいて修正できるものなのですか。長い間見られるようになつていると、その分危険も大きいわけですよね。

議長 卒業アルバムなんて1年ぐらい後でないの、発覚したのは。

事務局 気づいてすぐに見られないようにしたという報告は受けております。

星野委員 だから、SNSでも誰々さんの名前がもう飛び回っているなんていうことになつたら、もう大変なことになつてしまう。

芝委員 そうですね。

星野委員 あなたは何番目とか、点数何点と載っていましたよというのではね。出たら大変なことになつてしまうので。

議長 そういうことでございまして、これを国のおれに送っているわけですね。

事務局 はい。

議長 みんな国に送るようになつてしまつたので、国にはこういった報告がいっぱい行つてゐるわけで。

星野委員 個人情報保護法が改正されて、何となく地方分権から少し距離がどんどん離れていくような様子でしたので、こういう現場の具体的な事案について、制度上どこまで反省点として改善できるように反映できるかどうかというのは、ちょっと現場離れしているような気がするのですよね、制度的にね。

議長 国のほうでどこまでできるのか不思議なのですけれどもね。

星野委員 量的な問題も含めて、国の個人情報保護委員会がどの程度の機能を發揮するかどうかというのは、なかなか議論も多いですよね。実際にこうやって現場で数多く事案が発生していて、その制度が現場に普及しないことには、結局、法律だとか国の体制が充実されても、現場が追いついていかなかったら意味がないもの。現場は現場で日常的な部分でどう改善できるかということでしょうね。

議長 よろしゅうございましょうか。

[「はい」と言う者あり]

議長 これで今日のいわゆる議題というのは全部終了ということでおろしゅうございましょうか。

[「はい」と言う者あり]

3 その他

議長 そうしますと、今日で任期内最後ということなので、委員の皆様方からどんなことでも結構でございますし、御意見、御感想等をいただければというふうに思います。では、どうぞ。

鶴竜委員 委員の鶴竜です。私自身も短い期間だったのですけれども、人権擁護委員としてこちらに出ていたのですけれども、今日でもう最後になりますので、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。非常に個人情報なかなか難しい問題なのですけれども、案件もなかなか少なかったのですけれども、勉強させていただきました。いろいろお世話になりました。ありがとうございます。

吉野委員 僕は、自治会連合会のほうから来ていまして、この個人情報のことで自治会にも何参考になることもあるのではないかもしれないでの、出ることとなりました。次もまた僕がすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

星野委員 大変お世話になりました。個人情報保護も含めて情報公開と個人情報とバランスを取りながら、行政の透明性をどうやって確保するかということと、個人の権利、利益をどうやって保護するかと、非常に難しい問題だと思います。先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、やっぱり実際に発生事案というのは全て現場で発生するものがほとんどでございますから、やっぱり現場の生の実体験に基づいて、第一線に携わる職員の皆さん方がそれに基づいて、どう生かしていくかということを反映できることには、解決しないような気がしてならないのですよね。そういう意味では、こういった会議の場を有効活用していただいて、実際に情報を取扱う職員の皆さん方が行政の透明性を確保しつつも、個人の利益をどうやって確保したらいいかということを我が身をもって向き合うというような姿勢を常に持っていただければありがたいかなというふうに思っています。大変お世話になりました。ありがとうございます。

島崎委員 私は、職員から委員になりましたけれども、私が職員のときはおかげさまで個人情報を漏えいした事実はなかったのですが、ただこうやって委員になってこういう情報の一覧を見ると、やはり職員が忙しいというのもあるのでしょうかけれども、やっぱりチェック、チェック、チェック、私はいつもそう言っていたのですが、チェックを必ずするという形でやっていただけばこういうのがないのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

芝委員 自治体のお仕事というのは、本当に個人情報をたくさん扱っていて大変だったというふうに思いました。今日のグループウェアの話なんかは、ますます何か問題が複雑になって大変になりましたねという感じがします。何か今までとは違うことを検討して

実践していかなければいけないような感じがしまして、やるべきことが結構あるような気がしました。仕組みがいろいろ整って大変なのだなということも知ることができました。次もまたやらせていただくことになっております。よろしくお願ひします。

議長 どうも皆様方、ありがとうございました。私も長い間やっておりますが、これほど制度ががらっと変わりますと、やっぱりいろんな問題点が出てくるなと思います。

それから、先ほどの事事故例等を見ますと、いろんな通知を出してちゃんとやりなさいと、こういうのもいいのだけれども、そもそも情報って何なのだろうとか、個人情報って何なのだろうとか、そういう感覚、これはちょっと引っかかるのではないかとかというそういう感覚を植えつけるということが大事なのではないかなというふうに思っています。その上で、別に大丈夫ならばそれでよろしいし、それも先ほど委員から話があったように、一人で判断させないで、どこかで二重なりやっていくという必要があるのではないかと。判断者は、一見正しいように見えることでも1回は疑ってみる。逆に、こんなことはあり得ないだろうというようなことについても、そんなこともあるかもしれないという姿勢で検討してみると、という感覚が多分必要なことなのかなというふうに思います。現場の皆さん大変なのは分かりますけれども、ましてこの担当課はいろいろ御苦労があると思いますけれども、どうぞこれからも頑張ってやっていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

委員の皆さん、何かございますか。よろしうございいますか。

[「はい」と言う者あり]

議長 ありがとうございました。では、事務局へお返しします。

事務局 御審議ありがとうございました。現在の委員の皆様の任期が10月21日までとなっておりますので、今回の審議会をもちまして最終となります。

本来であれば、ここで総務部長の千葉より御挨拶を申し上げる予定でございましたが、所用により出席がかなわなかつたため、挨拶文を預かってまいりましたので、私から代読をさせていただきたいと思います。

「本日は、委員の皆様の任期中で最後の審議会に御出席いただいているところでございますので、私から一言お礼のご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、平素より情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営に当たり、格別の御指導、御理解を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様方が在任されました2年間では、審議会が4回開催され、計7件の議案及び計17件の報告事項の審議に関し御尽力いただきました。また、皆様方の様々な視点から御意見、御指摘をいただけたことにより、大変有意義な審議及び答申を行っていただいたと考えております。

今後ともさいたま市政の発展のため、御協力いただけましたら幸いでございます。2年間誠にありがとうございました。総務局総務部長 千葉三文」

以上で、総務部長からの御挨拶の代読とさせていただきます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

4 閉会

議長 どうも御苦労様でございました。